

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

2020年3月19日に、国際会計基準審議会（IASB）から「企業結合—開示、のれん及び減損」と題するディスカッション・ペーパー（DP）が公表された。コメント募集期間は、2020年9月15日までの180日間とされていたが、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）による影響を考慮し、2020年12月31日まで延長された。

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスは、基本財務諸表プロジェクトの公開草案と本DPに関するアウトリーチを本年度の最重要イベントと位置づけ、IASBの鈴木理加理事、担当チームとともに、日本の関係者をサポートしていく所存である。

本稿は、IASBのスタッフが作成した資料をもとにDPの概要を説明するが、説明内容及び意見にわたる部分は、筆者の解釈または私見であり、IASBの公式見解ではないことをあらかじめおことわりする。

2. 「のれん及び減損」プロジェクトのDP

これまで、プロジェクトの名称は「のれん及

び減損」であったが、DPの表題は「企業結合—開示、のれん及び減損」になった。このプロジェクトの目的は、投資家に企業結合に関する有用な情報を適切なコストで提供する方法の改善であり、のれんの会計処理だけではないというのがその理由である。

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに寄せられたコメントへの対応として、最初に、減損テストの効率性、適時性の改善に取り組んだが、その改善は不可能と判断し、開示の改善に焦点を移した。現在、IASBが重点を置いているのは買収時の開示と買収の事後の成果の開示であるが、特に重視しているのは、買収の事後の成果に関する情報の追加的な開示である。

IASBは、買収の事後の成果に関する情報を適時に提供することは、減損テストが改善できない限り減損のみモデルでは不可能であり、償却期間と償却パターンに恣意性が介入する限り償却モデルでも不可能と考えている。したがって、追加的な開示を要求することによって、買収の事後の成果に関する情報の提供を実現しようというのが、IASBの予備的見解の中核となる。減損のみモデルの維持か、償却再導入かという議論は、DPの中心的な論点ではない。

3. DP の構成

DP は、セクション 1～6 で構成され、質問 (Q) は、14 項目設けられている。

DP のセクション	Q	質問項目
1. はじめに	1	パッケージとしての予備的見解
2. 買収に関する開示の改善	2	買収の事後の成果に関する情報の開示
	3	IFRS 第 3 号の開示目的の追加
	4	シナジーに関する開示
	5	プロフォーマと買収日以降の収益等の開示
3. のれんの減損と償却	6	減損テストの効率性、適時性の改善
	7	のれんの償却の再導入
	8	のれんを除く資本合計額の表示
4. 減損テストの簡素化	9	年次の定量的減損テストの廃止
	10	使用価値の見積りの簡素化
	11	減損テストの更なる簡素化
5. 無形資産	12	無形資産の範囲
6. 他の基準設定主体の動向	13	米国基準との収斂
	14	その他

4. DP の質問項目

(1) パッケージとしての予備的見解 (Q1)

IASB は、DP に示した一連の予備的見解は、全体としてバランスの取れた一つのパッケージ

であると考えている。Q1 は、パッケージ全体として IASB の提案に賛同するかどうかを尋ねている。賛同しない場合は、回答者にもパッケージでの提案を求めている。

特定の質問への回答が他の質問への回答に影響するかどうかも尋ねている。例えば、年次の定量的減損テストの免除に反対する場合、のれんの償却の再導入とセットであれば賛成することであれば、そのように回答してほしいと期待している。

(2) 買収の事後の成果に関する情報の開示 (Q2)

IASB は、買収日における買収の戦略的合理性と目的の開示、及び、買収の事後の年度における買収目的の達成度の開示（経営者が使用している指標による開示）を提案している。

開示の時期	開示が求められる情報
買収日	<ul style="list-style-type: none"> 買収の戦略的合理性と経営者の目的 経営者が買収の目的の達成をモニタリングするために使用する指標 モニタリングをしない場合は、その理由
買収の事後の年度	<ul style="list-style-type: none"> 指標による買収目的の達成度 2 年以内にモニタリングを中止した場合、その理由 指標を変更した場合、その理由

Q2 には、開示が求められる情報が商業的機密にあたる場合に関する質問が含まれている。IASB は、投資家が必要とする場合、商業的機密であることは開示を拒む理由にならないと考えているが、実際にこの提案が運用可能かどうかを理解したいとしている。

(3) シナジーに関する開示 (Q4)

のれんの構成要素の開示は IFRS 第 3 号で既に要求されているが、構成要素のうちシナジー

に関する情報の開示を強化することが今回提案されている。IASBは、シナジーの金額または範囲の開示は、買収の事後の成果に関する情報の開示を補完すると考えている。のれんの構成要素の開示であるが、シナジーに対する支払金額ではなく、期待されるシナジーの金額の開示が提案されている。ここにも商業的機密の問題が存在する可能性がある。

(4) 減損テストの効率性、適時性の改善 (Q6)

IASBは、のれんの減損損失が適時に認識されない原因は、経営者による過度に楽観的なキャッシュフローの見積り、及び、ヘッドルームによるシールドイング（詳細は、DP本文またはスナップショットを参照）であると考えている。前者は、会計基準の瑕疵ではなく、会計基準の非遵守の問題であり、後者は、減損テストはもともと資金生成単位（CGU）で実施するよう設計されており、のれんを直接テストするものではないので、減損テストがシグナルを常に適時に提供しないからといって、減損テストに欠陥があるわけではないとIASBは考えている。

Q6は、のれんの減損が適時に認識されない原因が上記2つ以外にもあるかどうか、及び、IASBが不可能と結論付けた減損テストの効率性、適時性の改善が可能かどうかを尋ねている。

(5) のれんの償却の再導入 (Q7)

償却の再導入についてはIASBの中でも意見が分かれている。IASBは、償却再導入支持者と減損のみモデル支持者の次のような見解を識別している。

償却再導入支持者の見解	減損のみモデル支持者の見解
<ul style="list-style-type: none"> • のれんの帳簿価額が過大に表示されている。 • 減損テストが意図したとおりに機能していない。 • のれんは減耗資産である。 • 償却によりのれんの会計コストを削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 減損は有用な情報を提供する。 • 減損テストの設計が堅牢でない証拠は見つかっていない。 • 取得のれんと自己創設のれんは区分できない（よって、減耗しない）。 • 償却を導入しても大きなコスト削減にはならない。

のれんの会計処理のこれまでの変遷は次のとおりである。

1983-1993年	IAS 第22号「企業結合の会計処理」	償却、または、資本を通じた直接減額
1993-2004年	改訂IAS 第22号	償却が強制
2004年以降	IFRS 第3号	減損のみ

IASBは、異なるアプローチの頻繁な変更は利害関係者の助けにならないと考えている。よって、償却を再導入するには、数年後に議論が再燃することはないと確信する必要があるが、そのような確信が得られる証拠はまだ見つかっていないとしている。

Q7は、のれんの償却を再導入しないという予備的見解に賛同するかどうかを尋ねている。IASBは、過去に議論されたものを繰り返すだけでは議論が前進する可能性は低く、償却を再導入するには、従前の見解を裏付ける新しい証拠や議論が必要であると考えている。

(6) のれんを除く資本合計額の表示 (Q8)

Q8は、のれんを除く資本の合計金額を貸借

対照表に表示するという提案への賛否を尋ねている。のれんを除く資本の合計金額は、投資家が自分で計算することもできるが、貸借対照表に表示すれば、のれんが資本の金額のかなりの部分を占める企業を目立たせるフラグとして機能する可能性があるとしてIASBは考えている。

(7) 年次の定量的減損テストの廃止 (Q9)

IASBは、のれんを含むCGUについて、年次の定量的減損テストの実施要件の廃止を提案している。IASBは、これを廃止しても減損テストの堅牢性が大幅に低下することはないと考えている。その理由として、減損の兆候がない場合、定量的テストを実施しても多額の減損損失が検出される可能性が低いこと、及び、減損テストを毎年実施しても、シールドを取り除くことはできないことを挙げている。

Q9は、年次の定量的減損テストの廃止によってコストが大幅に低下するかどうか、及び、減損テストの堅牢性が大幅に低下するかどうかを尋ねている。IASBの中にも、堅牢性の低下への懸念から、のれんの償却を再導入する場合に限り、こうした救済措置を認めるべきだという意見はある。

(8) 米国基準との収斂 (Q13)

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2019年7月に「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」についてコメント募集を公表した。これは、FASBのスタッフによる文書で、FASBの予備的見解は含まれていない。コメント募集期間は既に終了しており、FASBスタッフは、現在、コメントレーターや、その後に開催されたラウンドテーブルで出た意見などを分析している。

Q13は、今回のDPの各質問事項への回答

が、現行の米国会計基準、または、FASBの現在の作業完了後の米国会計基準と整合しない場合、回答内容が変わるかどうかを尋ねている。

IASBは、FASBの動向を重大な関心を持ってモニタリングしているが、プロジェクトの環境や内容が異なるため、IASBとFASBが必ずしも同じ決定になるとは限らないとしている。

5. おわりに

本プロジェクトに対する日本の関係者の関心が高いことをIASBは十分認識しており、DPの公表時に、日本語のプレスリリースとスナップショット (DPの要約) も公表し、短編ビデオ (ハンス・フーガーホーストIASB議長によるDPの概要解説) には日本語字幕を用意した。プレスリリース (英語・日本語)、スナップショット (英語・日本語)、短編ビデオ (英語・日本語)、DPの全文 (英語) は、IFRS財団のウェブサイト (<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/>) から参照できる。DPの全文 (日本語) は、企業会計基準委員会 (ASBJ) から近日公表される予定である。

日本におけるアウトリーチの日程はまだ決まっていないが、Covid-19の影響により、ビデオ会議などバーチャルな形で実施することが予想される。先行している「基本財務諸表」プロジェクトのアウトリーチも同様である。日本でのアウトリーチは、従来同様、ASBJの協力を得て実施する予定であるが、アジア・オセアニアオフィスとしても日本の関係者の意見発信を全面的にサポートしていきたいと考えている。